

# 名家連ニュース

平成30年12月21日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 572号

## 名古屋市議会本会議 障害者基本法改正に関する意見書採択

障害者基本法は、障害者施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的、計画的に推進することを目的として制定された重要な法律であり、平成23年の改正では、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、同条約が採用する社会モデルや合理的配慮の概念が新たに取り入れられた。

しかし、障害者基本法には、障害者の権利に関する条約に規定されている差別や合理的配慮の定義、女性障害者への複合的差別に関する取り組みが明記されていないこと、「可能な限り」といった限定的な文言が随所に見られることから、これらの規定に関する法改正を求める声が障害者団体から上げられている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、障害当事者や家族、支援者等の意見を幅広く取り入れ、障害者の権利に関する条約の理念により即した障害者基本法とすべく改正に向けた検討を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月10日 名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

宛(各通)



## 障害年金の支給命令 東京地裁、国の決定覆す

国の障害年金の支給が認められなかったのは不当だとして、知的障害があり企業で働く埼玉県内の男性(25)が不支給処分を取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は14日、厚生労働相の決定を取り消し、障害基礎年金2級(月約6万5千円)の支給を命じた。

代理人の弁護士によると、企業で就労して一定の給与を得ていると、障害年金が不支給となるケースは多く、「意義のある判決だ」としている。

判決によると、男性は企業が障害者雇用を目的に設ける「特例子会社」で清掃の仕事をしており、給与は月7万～9万円。2013年に障害年金を申請したが、支給が認められる程度に該当しないと判定された。不服申し立ても認められず、15年に提訴していた。男性は会社に1人で通っているが、母親と何度も通勤の練習をしたほか、他の社員の支援を受けながら勤務。判決はそれらの状況を踏まえ「就労していることをもって社会的適応性が向上したとはいえない」とした。厚労省は「コメントは控える」としている。

2018年12月14日 共同通信社